

京都市告示第 394 号

平成 19 年 9 月 1 日京都市告示第 209 号（京都市屋外広告物等に関する条例に基づく屋外広告物規制区域等の指定等）の一部を平成 24 年 6 月 1 日から次のように改めます。

なお、関係図書を都市計画局都市景観部市街地景観課で縦覧に供します。

平成 24 年 2 月 1 日

京都市長 門川 大作

第 2 項の表屋外広告物規制区域第 2 種地域の項中「約 5, 528」を「約 5, 504」に改め、同表屋外広告物規制区域歴史遺産型第 2 種地域の項中「約 410」を「約 434」に改めます。

（都市計画局都市景観部市街地景観課）